



秋田県公報

目次

ページ

告示

告示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三五四・福祉政策課).....1
- 生活保護法による指定施術者の廃止(三五五・福祉政策課).....1
- 生活保護法による医療機関の指定(三五六・福祉政策課).....1
- 生活保護法による施術者の指定(三五七・福祉政策課).....2
- 保安林の指定(三五八・水と緑の森づくり課).....2
- 道路区域の変更(三五九・由利地域振興局建設部).....3
- 道路の供用開始(三六〇・由利地域振興局建設部).....3
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(一四・教育庁総務課).....3

秋田県告示第三百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
ピノキオ薬局	赤玉薬品株式会社 代表取締役	能代市若松町九番一号	平成二十一年五月三十一日

秋田県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐竹敬久

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
金 田 隆 佳	ありうら整骨院	大館市有浦二二一十一	平成二十一年五月三十一日
高 山 雄 幸	能代接骨院	能代市住吉町十五十四	平成二十一年六月二十日

秋田県告示第三百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

クローバー調剤薬局	有限会社 サワハタ企画 代表取締役	由利本荘市川口字高花百六番地四	調剤薬局	平成二十一年七月一日
やまだ糖尿病・胃腸内科クリック	山田 暢 夫	由利本荘市川口字高花百五十三	内科	平成二十一年七月一日

秋田県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
金 田 隆 佳	かねた整骨院	大館市字代野二百三十三―十四	柔道整復	平成二十一年六月一日
伊 藤 一 洋	伊藤治療院	北秋田市鷹巣字東中岱五十一―一 サンコーポラスなかつたい	あん摩マッサージ指圧	平成二十一年六月十七日
猪 本 陽 子	六右衛門接骨院	仙北市角館町中菅沢七十七―十六 やまやアパートテナント二号室	柔道整復	平成二十一年七月八日

秋田県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第

一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

郡 市	町 村	(大字)	字	地 番	全 面 積 (平方メートル)	帳 実測又は見込 (ヘクタール)	保安林指定面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件			
									伐採種別	立木の伐採の方法	立木の伐採の限度	
男鹿市					一、八六七	〇・一八六七	〇・一八六七	土砂の崩壊の防備	（附属明細書のとおり）	主伐として伐採をすること	（附属明細書のとおり）	（附属明細書のとおり）
		船川港女川			二、二二〇	〇・二二三〇	〇・二二三〇			採をすること		
			鵜ノ崎		二、二二三	〇・二五六四	〇・二五六四			は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備		

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

計画で定める
標準伐期齡以
上のものとす
る。

秋田県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

一 道路の区域変更区間

県道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	新 旧				
本庄西目線	旧	本庄西目線	由利本庄市西目町沼田字新道下二番五三〇九地先まで	一三・三〇〇、一七・八〇	一一・〇〇〇、一五・五〇	〇・〇七〇
	新	本庄西目線				

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十一年八月四日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十一年八月四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 佐竹敬久

県道	道路の種類		区 間
	路 線 名	区 間	
本庄西目線	旧	由利本庄市西目町沼田字新道下二番五三〇九地先まで	由利本庄市西目町沼田字新道下二番五三〇九地先まで
	新	本庄西目線	

二 供用開始の期日 平成二十一年八月五日から
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十四号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十一年八月四日

秋田県教育委員会委員長 北林真知子

一 日時 平成二十一年八月七日 午後二時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

(二) 知事の権根に属する保育等に関する事務の秋田県教育委員会職員補助執行について

(三) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

(四) 平成二十二年秋田県特別支援学校教科用図書採択について

(五) その他

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄